

Title	オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について
Sub Title	On the condemnation of Aristotle at Oxford
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.91- 110
JaLC DOI	
Abstract	<p>In 1277, Robert Kilwardby, archbishop of Canterbury, pronounced at Oxford, the-condemnation of some Aristotelian theses including Thomist theory of unity of forms. In 1284, his successor, John of Peckham ratified his enactment. The aim of this article is to show the reason why these two archbishops issued such prohibitions against St. Thomas, one of the greatest Christian thinkers It is certain that the two archbishops thought that the theory of unity of forms threatened the traditional interpretation on dogmas on the creation and the body of Christ. But they did not ask the sanction of papal court before announcing this prohibition. So, it can be said that on the part of Roman curia, the Pope did not give any suggestion to the archbishops in issuing this condemnation. Therefore, the two archbishops are fully responsible on their action. However, they issued the condemnation not only in accordance with their personal judgement, but they followed the atmosphere of Christian world in which there were still many Augustinians. In those days circles of prelates were totally Augustinians and anti Thomists. These Augustinians were seriously concerned of the new pagan elements in the world of Christian thoughts. The enactment of Kilwardby and Peckham is the reflection of this atmosphere in the Christian world. But it is to be regretted that they failed to grasp, the situation of Thomism which was spreading rapidly in the world of Christian thought and which was adopted by the Dominican order, one of the most important supporters of the papacy, as their official opinions. If they had known better about this situation before issuing their condemnation, they would have been more careful. Their condemnation caused a serious discrepancy among the Christian world which resulted in the disintegration of medieval Christendom.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オクスフォードにおける

アリストテレス禁令について

坂口 昂 吉

序

われわれは、とかく、十三世紀をトマス主義という唯一の體系が支配していた時代と考えがちである。しかしこれは、後にトマスが教會を公式に代表する思想家とされたことから生じた錯覺であり、當時の實狀にそぐわないものである。十三世紀後半において、急進的なアヴェロエス主義と、保守的なアウグスチヌス主義の中間にあつたトマス主義は、支配的地位を占めることができなかったのみでなく、その二者の中で最有力ですらなかつた。當時のアリストテレス禁令の箇條にトマスの意見が含まれていることは、この事實を端的に示すものといつてよい。本稿は、一二七七年及び一二八四年、オクスフォードにおけるアリストテレス禁令が特にトマスの形相單一

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

説を非難したことにかんがみ、その發布の原因を究明するものである。

(一)

トマスはすでにその初期の著作において、啓示を尊重しながらも、アリストテレスの精神にそつて首尾一貫した體系を樹立しようと志向した。このため、アリストテレスのみでなく新プラトン主義の諸要素を濃厚に含み、しかもそれらをすべて啓示神學の體系の中にあみこんでいた従來のアウグスチヌス主義の學説は、多くの點で修正されることになつた。彼は、哲學の神學に對する自立性を主張し、照明説を否定し、種子的理性・形相多數説にかえてアリストテレス的質料形相論をとり、時のうちにおける創造の合理的證明を否定した。しかし、このような革新が攻撃を浴びるようになったのは、一二六六年、Siger de Brabantらの啓示を無視するアヴェロエス主義が、アリストテレスに對するアウグスチヌス主義者の警戒心を刺戟するに至つてからである。この時までには、事實上見解の相違はあつたにせよ、意識的な學派の對立は存在しなかつたといつてよい。

アウグスチヌス主義の立場からアヴェロース主義に對する鬭いの口火を切つたのは、ボナヴェントゥーラであつた。彼は一二六七年 *Collationes de Decem Praeceptis* を發表して以來、一二七三年 *Collationes in Hexaëmeron* に至るまで、一連の説教の中で啓示を無視した哲學を非難しつづけたが、そこには、トマスのアリストテレス主義に對する攻撃は極めて少い。トマスとボナヴェントゥーラの親交を證するものは、後代の傳説のほか

存在しないし、兩者の哲學に對する態度及び哲學上の諸説に相違があることも事實であるが、双方の學問上の激しい衝突を説く *Jule d'Albi* の説は、今日一般に否定されている。ボナヴェントゥーラの世界永遠説に對する再三の攻撃も、反トマスというよりは反アヴェロエス主義と解さるべきものである。ただ *Hexaëmeron* に形相單一説の強い否定 (*Opera Omnia*, V. p. 336) があり、また分離實體の非合成、靈魂の實體と能力の實在的區別、*potestas intellectiva* が至福をかちうるという説 (*Ibid.*, P. 340 f) が各々否定されている。だが、これも宗教的立場から嚴禁するというような性質のものではなく、學問的討論の余地を残しているといつてよい。またボナヴ

ェントゥーラの弟子、John Pecham を中心とする學者たちが一二七〇年パリでトマスと激論を闘わした、という十四世紀の *Bartholomaeus de Capua* の報告があるが、これについては後述したい。一般的にみて、ボナヴェントゥーラのとマスに對する態度は、後者の哲學に對する過度の信頼に、警告を發するという程度のものであつたとみるべきであらう。

ボナヴェントゥーラ、ベッカムらの影響下に、一二七〇年十二月一日、パリ司教 *Etienne Tempier* は、十三の哲學上の命題を非難した。それらはすべてアヴェロエス主義に關するものであり、トマスの命題は全く含まれていない。しかし注目すべきは、一二七〇年五月以降十二月までに書かれ、アルベルトゥス・マグヌスの *De quindecim problematibus* の冒頭におかれている、*Giles of Lessin* の書簡である。⁽³⁾ これは一二七〇年の禁令發布前、討論の資料となつた箇條をまとめ、權威者アルベルトゥスに伺いをたてたものと考えられている。そのうち第十三條までは發布されたが、第十四條、十五條は除外されたらしい。即ち、

「十四條、十字架にかけられ、墓地に横たわつたクリ

ストの肉體は存在しない。或は嚴密な意味では常に同一ではなく、或る觀點からみて同一であつた。」

「十五條、天使と靈魂は單純なものである。しかし絶對的單純さによつてではなく、また合成への接近によつてもなく、至高の單純さからの遠ざかりによつてのみ(4) そうなのである。」

この第十四條に提出されているものは、クリストの死後の肉體と生前のそれとの同一性を否定する説であり、神學上の命題である。しかし、それは人間における實體的形相の單一性という形而上學の命題に基いて主張されるものである。また第十五條は、天使及び人間靈魂の合成實體たることの否定であり、それは實存と本質の區別、及び精神的質料の否定に基くものである。したがつて、ここにトマス⁽⁴⁾の學説が暗に攻撃されていることは疑いをいれない。この箇條がいかなる理由で禁令から除外されたかは明かでないが、それがアウグスチヌス主義者の中から提出されたものであることは推測されよう。

アヴェロエスのアリストテレス主義、トマスのアリストテレス主義、アウグスチヌス主義の論争は、Giles of Rome の *De erroribus philosophorum*, *De plurif-*

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

catione intellectus possibilis Siger de Brabant 及び

その黨派の著作、ボナヴェントゥーラ、トマスの著作等にみられる如く、一二七七年まで續いた。そして、それは一二七七年、三月七日、パリ司教 Étienne Tempier が破門の威赫つきで二百十九箇條の禁令を出すに及んで一つの結着をえた。この禁令は、主としてアヴェロエス主義に對するものであるが、Andreas Capellanus の *Liber de Amore* に關するものを始め、種々の要素を含んでいる。だがその中にはトマスの主張も多く含まれている。P. Mandonnet はそれを二十條數えあげている(5)。そのうち特に重要なものは、質料概念に關するものと思われる。その重要なものをあげると、

「四二條、神は質料なしに、種の中の個物を増加させることができぬ。」(Denife-Chatelain, *Cartularium Universitatis Parisiensium* のテクストでは九六條)

「四三條、叡知體は質料をもたぬから、神は同一種に屬する多くの叡知體をつくりえぬ。」(八一條)

「一一〇條、形相は質料によつてのみ分割を受ける。質料の可能態から引き出された形相について認められる以外には誤まり。」(一九一條)

「一一六條、ソクラテス、プラトンの如き同一種に屬する個物は、質料によつてのみ異なる。……」(九七條) ここでは、質料を個別化の原理とみなす、トマスのアリストテレス主義が否定されている。しかしこれは、おそらく、質料を個別化の原理とすることから生ずる、アヴェロエス主義の知性單一説を予防しようとする意圖から出たものではないかと思われる。そのほかトマス説に關するものとしては、世界の單一性、天使の非場所的存在、靈魂の平等、理性の意志に對する優位等がとりあげられている。しかし、ここでは、トマス主義に對する當時の攻撃の焦點となつた形相單一説があげられていないことは注目すべきである。これは、パリの禁令が直接トマス主義を非難する意圖をもつていなかったことを示しているように思われる。⁽⁶⁾

註 (一)

1. Jule d'Albi, *Saint Bonaventure et les luttes doctrinales de 1267—1277*. Tamines 1923, p. 139—227.
2. Joseph Ratzinger, *Geschichtstheologie des hl. Bonaventura*. München, 1959. S. 138—140.

3. P. Mandonnet, *Siger de Brabant et l'averroïsme latin au XIIIe siècle*, 2e, éd., 2 vol. Louvain 1908 et 1911, II. p. 29—52.
4. Decimus quartus. *Quod corpus Christi jacens in sepulcro et positum in cruce non est, vel non idem fuit numero semper, sed secundum quid.*
Quindecimus. Quod angelus et anima sunt simplices, sed non absolute simplicitate, nec per accessum ad compositum sed tantum a summo simplicis. Mandonnet, *Ibid.*, II. p. 30.
5. Mandonnet, *Ibid.*, I. p. 231—232. 禁令二百十九箇條全文を *Ibid.*, II, p. 135—181.
6. *Quod Deus non potest multiplicare individua sub una specie sine materia.*
 43. *Quod, quia intelligentiae non habent materiam, Deus non potest facere plures eiusdem speciei.*
 110. *Quod formae non recipiunt divisionem nisi eductis de potentia materiae.*
 116. *Quod individua eiusdem speciei differunt sola positione materiae, ut Socrates et Plato,……*
 P. Mandonnet の原因が、トマス主義がペンビチ

でに有力であつたためと考へている。Ibid., I, p. 232

8. P. Mandonnet によると、タンピエは抵抗をさけるため、オクスフォードでドミニコ會士キルウォードに形相單一説を禁じさせて後、自分もパリでその先例にならうつもりであつた。しかしこの企ては、教皇空位期間中（一二七七年五月二〇日から十一月二五日）、禁令に關する措置を待つてという樞機卿たちの命令により挫折したという。Ibid., I, p. 233—234. エアレも同じ推測をしている。Ibid., S. 610.

(一)

一二七七年三月十八日、即ちパリ禁令の十一日後、ドミニコ會士であり、カンタベリーの大司教であつた Robert Kilwardby は、大學の全教授の集會で、三十箇條の禁令を發布した。これはパリ禁令と異なり、それらの命題を公に教へることを禁ずるのみであり、違反者を破門に附するものではなかつた。しかしこれに違反した教授はその職を辭し、Baccalarus は教授に昇進しえぬことになるから、事實上大學からの追放を意味すると考へられる。⁽¹⁾

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

禁令は、文法に關するもの四條、論理に關するもの十條、自然學に關するもの十六條の計三十條からなつていた。⁽²⁾ その自然學に關するものの中に、形相單一説が含まれてゐる。即ち、

「六條、植物的な原理、感覺的な原理、理性的な原理は、胎兒において同時に存在する。」

「七條、理性的な原理が導入されると、感覺的な原理、植物的な原理は消滅させられる。」

「十二條、植物的な原理、感覺的な原理、理性的な原理は單一の形相である。」

「十三條、生體と死體は同音異義的な意味で肉體である。また死體は死體である限り、ある觀點からみてのみ肉體である。」

「十六條、理性的な原理は、先行する諸原理が第一質料にまで破壊される場合に、第一質料に結合される。⁽³⁾」

以上のうち、第七條、十二條、十六條は形相單一説の一般的原理であり、第六條、十三條はこれをもつとも問題の生じやすい點について續釋したものである。特に第十三條は、De quindecim problematibus の第十四條

と等しいものであるが、ここではもはや神學上の命題ではなく、哲學上の命題としてとりあげられている。

また自然學に關する命題の中には次のようなものがみられる。

「二條、形相は純粹な無に消滅させられる。」

「三條、質料の中にはいかなる現實的能力も存在しない。」

「四條、(形相の) 缺除は純粹な無である。」⁽⁴⁾

ここでは、形相單一説から生ずる質料概念がとりあげられている。即ち第一質料が純粹可能態であるとする、トマスのアリストテレス主義がとりあげられている。

このようにトマス主義を眞向から非難した、キルウォードビの處置に對し、同じくドミニコ會士であり、コリントの司教であり、教皇廳に駐在していた Peter of Confans が、非難の書簡を送つた。この書簡自體は残っていないが、キルウォードビのこれに對する解答書が残っている⁽⁵⁾ので、その内容の一端がうかがわれる。コンフランスの主張は、キルウォードビの禁令のある面には好意を示すが、その中に禁ぜらるべきでない命題特に形相單一説が入つてゐることを厳しくとがめるものであつ

たらしい。⁽⁶⁾

この後、一二七八年三月、キルウォードビは樞機卿となり、Porto の司教を兼ねて教皇廳在任を命ぜられた。

そして、一二七九年一月二八日、フランシスコ會士 John Pecham が代つてカンタベリーの大司教に任ぜられた。

彼は一二八四年十月二九日、大司教として大學を巡察した際、前任者キルウォードビの禁令を再確認した。彼はその際、三十の命題のうち若干については禁止の可否につき考慮する、とつけ加えた。しかしある特別な命題、即ち人間における形相單一説については特に厳しく禁ずることにした。⁽⁷⁾

次いで一二八四年十一月十四日、即ち禁令再發布後約二週間して、ペッカムは、總長の Rothwell 及び副總長で神學教授であつた Robert of Fletham に對し、審問を注意深く、警戒心をおこさせぬように進め、十二月六日 (St. Nicholas の祝日) まだにキルウォードビの全箇條について違反者を摘發し罰則を定めた報告書を提出するよう命じた。しかし、その期日が過ぎても報告がなかつたので、翌十二月七日、威赫つきの督促令を出し、おそくとも翌年一月十三日までに報告書を提出するよう指

命した。だがそれでも命令は行われなかつた。そこでペッカムは、Lincoln の司教 Oliver Sutton にこの件を依頼した。しかし、サットンもまた禁令の實行をしごつた模様である。それは、一二八七年三月二八日になつて、ペッカムがまだサットンの怠慢をこぼし、再度の依頼をしてゐることからうかがわれる。

以上がオクスフォードにおけるアリストテレス禁令發布の経過である。これらの處置は當時多くの反抗を生み、特にペッカムの場合それが實行は極めて困難であつたようである。

註 (一)

(1) D. A. Callus, The Condemnation of St. Thomas at Oxford. Aquinas Paper. No. 4. 1955. p. 13.

(2) F. Ehrle, Der Augustinismus und der Aristotelismus in der Scholastik gegen Ende des XIII Jahrhunderts.

(Archiv für Literatur und Kirchengeschichte des Mittelalters, 1889 S. 603—635) S. 612, 614. "quosdam in grammaticilibus, quosdam in logicalibus,

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

quosdam in naturalibus."

(3) 6. Quod vegetativa, sensitiva, et intellectiva sunt simul in embrione tempore.

7. Quod intellectiva introducta corrumpitur sensitiva et vegetativa.

12. Quod vegetativa, sensitiva et intellectiva sint una forma simplex.

13. Quod corpus vivum et mortuum est aequivoce corpus, et corpus mortuum secundum quod corpus mortuum sit corpus secundum quid.

16. Item, quod intellectiva unitur materiae primae ita quod corrumpitur illud quod praecessit usque ad materiam primam.

Callus, Ibid., p. 14.

Ibid., The Problem of Unity of Form and Richard Knapwell, O. P. (Mélanges offerts à Étienne Gilson, 1959 Paris, p. 121—160) p. 123—124.

(4) 2. Item quod forma corrumpitur in pure nihil.

3. Item quod nulla potentia activa est in materia.

4. Item quod privatio est pure nihil.

Callus., Condemnation, p. 14.

Ibid., The Problem, p. 124.

(5) Ehrle, *Ibid.*, S. 614—632 所收

(6) “Et in epistola vestra plures de naturalibus inservistis, favorum exhibentes in pluribus factis nostris; in aliis autem vobis apparuit mirabile factum esse, tanquam condemnati essent articuli non dampnandi.” Ehrle, *Ibid.*, S. 614

(7) “Unum de vero illorum expresse notavimus articulum, quorundam dicentium in homine esse tantummodo formam unam.” *Registrum Epistolarum Yoannis Pechham*, ed. C.T. Martin, London, 1885 III, p. 841. *Callus, Condemnation*, p. 16

(8) *Ibid.*, *The Problem*, p. 133

三

オクスフォード禁令は、發布後ただちに激しい抵抗を生み、後年には教會當局者からも不當な處置として非難されるにいたつた。この理由はなканずくそれが、教義に關係のない形而上學的命題を公に禁じたからである。しかし禁令發布者は、自由に主張さるべき哲學說の一つを、自説とあわなないという理由から大司教の權威によつ

て禁じようとしたのではない。彼等にとつて、形相單一説は單なる哲學的な命題以上のものであつた。

キルウォードビはドミニコ會士であり、ペッカムはフランシスコ會士であつたが、共に十三世約前半のパリに學び、そこでアウグスチヌス主義の學說を吸収した。この傳統的な思想體系も、すでにアリストテレスの質料形相論を受け入れていた。しかし、その解釋は新プラトン派的屈折を受けており、それがアウグスチヌスの權威に結びつけて主張されていた。第一に、アウグスチヌス主義者は、質料 (*materia*)・形相 (*forma*) を各々可能態 (*potentia*)・現實態 (*actus*) と全く同一視した。従つて神が純粹現實態として形相のみからなるとされた以外には、天使も含めてすべての被造物は、多少とも可能態を含むものとして、質料・形相から合成されていると考えた。次に第一質料の中にはいかにわずかでも若干の現實態があると解せられた。かかる質料概念は、アウグスチヌスの種子的理性 (*rationes seminales*) の説に余地を與えるものであつた。第三に彼等は、實體的形相 (*forma substantialis*) を究極の完成をあたえる原理にすぎぬと考へた。これは、事物を完成する原理ではないが、事物

構成に參與している原理である多くの未成形相 (in-
choatio formae) 特に人間の場合は肉體的形相 (forma
corporeitatis) が實體的形相と併存することを許すもの
であつた。⁽¹⁾ この形相多數説は、單に形而上學の原理とし
て認められていただけでなく、啓示やアウグスチヌスの
教えを説明するために利用され、傳統的教義との結合を
強めていた。特にそれはクリストの死後の肉體を説明す
るのに好都合であつた。即ち受難の後、クリストの精神
的形相は分離したが、肉體的形相は残つた。それ故その
死體は單なる土塊ではなく、依然としてクリストの肉體
であると、解釋された。

また形相多數説によると、精神的形相は肉體の現實化
の原理でなく、單にそれを動かす原理 (ut motor) であ
ると考えられた。これは精神と肉體の關係を舟乗りと舟
の間柄にたとえるアウグスチヌスの思想に一致した。⁽²⁾

このように教義や傳統的教説と密接に結合した形相多
數説は、それが Avicenna から由來したものであり、
また形而上學の一原理にすぎないにもかかわらず、教義
的權威をもつかの如き印象を保守的神學者たちに與えた
のは當然であらう。⁽³⁾

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

これに對してトマスの主張は、より忠實なアリストテ
レス解釋から生じたものであつた。第一に彼は、質料・
形相を各々現實態・可能態と同一視することを否定し
た。これは彼の實存 (esse) と本質 (essentia) の實在的
區別に基いてゐる。即ち、質料はなるほど事物の本質に
ついての可能化の原理であるが、實存についてのそれでは
ない。したがつて實存について可能態を含んでゐるが
本質についてそれを含まぬもの、例えば人間の靈魂や天
使は質料を有しない。一方形相は、事物の本質について
の現實化の原理であるが、實存についてのそれではない。
したがつて形相のみからなるもの必ずしも純粹現實有な
る神と同一視されはしないのである。このようにしてト
マスは、アウグスチヌス主義の普遍的質料形相説を否定
し、人間靈魂及び天使が形相のみからなることを主張す
る。

第二にトマスによると、第一質料 (materia prima)
は、それ自身ではいかなる現實態も含まぬ、全く受動的
・可能的なものとされた。ここに第一質料は、種子的理
性の如き一定の潜在志向性を含みえないものとなつたの
である。

第三にトマスによると、實體的形相は第一質料を、全く他の諸形相の媒介をへずして現實化するものと考えた。この原理を人間の場合にあてはめてみると、實體的形相である靈魂は、第一質料である肉體に直接結合する。そこには肉體的形相、植物的形相というようなものが介入する余地はない。従つて靈魂は肉體を指導する原理であるのみでなく、⁽⁴⁾肉體そのものの現實化の原理でもあることになるのである。

かかるトマスの革新的主張にふれた時、アウグスチヌス主義者たちは、單に哲學說として納得がいかなかつただけでなく、キリスト教の教義がおびやかされるのではないかと感じたのである。彼等の第一の懸念は、キルウ⁽⁵⁾オードビが Peter of Confans へ答えているように、創造 (creatio) の概念が破壊されるといふ點にあつた。即ち創造は、ある有から他の有が生ずるといふ單なる生成 (generatio) と異なり、無から有をつくり出すといふ點で全能なる神独自の業である。しかるに形相單一說によると、自然的事物において、實體的形相が消滅する場合、純粹可能態である第一質料しか残らぬこととなる。それは種子的理性の如き潜在的志向性の存在すら許

さず、いわば無に等しい状態である。したがつて逆に形相が生ずる場合それは無から生成することになる。ここにおいて自然的事物の生成は、神独自の業であるべき創造と全く等しいとされる危険がある。これはまた、神によつて與えられた種子的理性からの事物の生成を否定する點で、神の主宰 (administratio) の業を否定することともなろうと懸念されたのである。

⁽⁶⁾第二の不安は、特にペツカムが強調しているところであり、キリストの死後の肉體及び諸聖人の遺骸に關するものであつた。人間において形相はただ一つしかないとすれば、その形相である靈魂を失つた死體はもはや肉體ではありえない。したがつてキリストや諸聖人の遺骸はもはや彼等の體とはいえず、單なる土塊にすぎぬことになる。アウグスチヌス主義者にとつてこれは、キリストの御托身や諸聖人の遺體に對する崇敬を損うことになると思われたのである。

これらの點について、單に啓示神學の要請に忠實であつたトマスが配慮していなかつたわけではない。Quaestiones de veritate XI, 1. でトマスは、「第一原因はその卓越した善性の故に、他の諸事物にそれ個有の存在の

みでなく、それ個有の原因をも賦與する。⁽⁷⁾とのべ、種子的理性の説を否定し自然的諸原因の自立性を承認する。しかし同時に、自然的諸原因は第一原因を分有する限りにおいてその自立的能力を發揮するものとされ、純粹な自然主義的世界觀も否定されているのである。したがってそこには、アウグスチヌス主義におけるほど神への依存性が強調されていないにせよ、創造を充分念頭において説明があたえられているといえる。⁽⁸⁾

また彼は、有一般の創造と、特定有の生成をはつきり區別していた。創造は神の全能による絶對的無からの世界の造出であるに反し、生成は有限の二次的原因による、質料的可能態から形相的現實態への特定事物の形成である。生成の原理である第一質料は、創造の發端である絶對的無と同一視されない。それは現實に特定の有を構成することはないにせよ、少くとも特定有たりうるものとして有の構成原理である。そしてその意味で、やはり第一原因により絶對的無から創造されたある種の有である。したがって種子的理性を否定しても、第一質料からの生成が無よりの創造と同一視される危険はないと考えられる。

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

次にトマスはクリストの死後の體についてどう考えたであろうか。 *Quaestiones Quodlibetales II, q. I. a. 1* は、この問題について扱っている。ここでトマスは、クリストの死後の肉體を、人生に關して (*quantum ad naturam humanam*) 生前と同一のものではないが、神的位格またはペルソナに關する限り (*quantum ad hypostasin vel personam*) 同一であると答えている。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつてよい。

キルウォードビヤペッカムにこの點についての理解が缺けていたことは残念である。彼等は共にアウグスチヌス主義が唯一の權威であつた十三世紀前半のパリに學んだので、形想單一説によつても教義を説明しえようとは考えなかつたのである。したがつて彼等は、それを單に哲學的誤謬であるばかりか、教義に反するものと確信していたのである。

註 (三)

- (1) Callus, *Condemnation*, p. 9.
- (2) *Ibid.*, p. 22.

- (3) F. van Steenberghen, „ Le XIIIe siècle ” (dans Histoire de L'Église, éd. Flich et Martin, vol. 13. Le mouvement doctrinal du IXe au XIIIe siècle, Paris 1951) p. 299—300
- (4) Callus, Condemnation, p. 9.
Etienne Gilson, History of Christian Philosophy in the Middle Ages, London. 1955. p. 363. 375—7. 411—420
- (5) Ehrle, Ibid., S. 614—633
- (6) Registrum, III p. 923
- (7) Gilson, Ibid., p. 418, 735, note 86.
Callus, Condemnation, p. 16, p. 29.
(7) „ prima causa ex eminentia bonitatis suae rebus aliis confert non solum quod sint, sed etiam causae sint. ”
- (8) Gilson, The Spirit of Medieval Philosophy. tr. by A. H. C. Downes, New York, 1940. p. 138—139, 455—456, note 14.
- (9) Summa Theologica I-I. q. 44. a. 2.

(四)

以上から、キルウォードビ、ペツカムが、形相單一説によつて教義がおびやかされるといふ神學上の確信をもつていたことは確かである。しかし、禁令發布の如く教會法上の處置を、いかに教義の危険を感じたからとはいへ、個人的判断からとつたとすれば、輕卒の責は免れない。したがつて、この禁令がはたして彼らの個人的判断によつてなされたものか、教皇廳の直接公式の指令によつてなされたものが問題になる。

一二七七年一月十八日、教皇 Johannes XXI はパリの不穩な狀勢にかんがみ、異端的學説とその主張者について情報提供を求める書簡を Etienne Tempier に送つてゐる。これに對するタンピエの回答は發見されていない。そのためタンピエは情報提供の要求だけで三月七日の禁令を發布したと非難されている。しかし、回答書が未發見であることは、必ずしもそれがなかつたといふことの證據とはならないし、また報告に基いた教皇廳の指示がなかつたともいえない。また Johannes XXI は、

禁令發布後、これに憤慨の氣配なく、むしろ四月十八日には、第二の書簡 *Lumen Aquae* でパリ禁令の履行を命じている。このような関連からみて、パリ禁令はなんらかの形で教皇廳とのつながりをもつていたのではないかと思われる。⁽²⁾

三月十八日のオクスフォード禁令は、その時日の接近からいつてもパリ禁令に刺激されたものと思われる。また *Peter of Confans* がタンピエからオクスフォード禁令についての情報をえたというキルウォードビの記述からも推測される。⁽³⁾ だが反面この同じ史料から、キルウォードビが教皇廳の直接の指令を受けたのではないことも明かである。⁽⁴⁾ なぜなら、その場合には、教皇廳在住のコンフランスの攻撃は考えられぬし、キルウォードビも自己辯護の筆頭にその旨を揚げたはずだからである。

禁令再發布者ペッカムは、しばしばその熱狂的で非妥協的な性格の故に非難されている。たしかに彼がその論争書簡の中でかなり厳しい言葉を用いていることは事實である。⁽⁵⁾ だがペッカムに對する非難は主として、一三一九年八月八日トマス列聖の會議において、*Bartholomaeus de Capua* がなした證言によるものである。⁽⁶⁾

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

彼はナポリで多くのドミニカンから聞いた (*se audisse a pluribus Fratibus Praedicatoribus*) とし、一三七〇年パリでペッカムがトマスと論争し、傲岸不遜な言葉で彼を挑發したのに (*……fratres Joannes exasperaret eundem fratrem Thomam verbis ampullosis et tumidis...*)、トマスは常に謙遜な態度を失わなかつたとのべている (*numquam tamen ipse fratres Thomae restrinxit verbum humilitatis; sed semper cum dulcendine et humitate respondit; ...*)。ペッカムは當時パリでフランシスコ會の *magister regens* であつたし、後述する彼の書簡からも、トマスの學説をめぐるの討論があつたのは事實と思われる。

禁令再發布の後、ドミニコ會の英國管區長 *William of Hotham* はペッカムの處置をトマス及びドミニコ會に對する侮辱として攻撃した。以後ペッカムは、多くの書簡を書いて非難に答えている。一二八四年十一月十日、オクスフォードの總長及び教授たちにあてた書簡の中で、自分はただドミニコ會士であつた前任者に從つただけだ、とのべている。この點から、彼の處置が教皇廳との何の關係もないことは明かである。またペッカムは同

書簡の中で、自分はこの禁令によつてドミニコ會を攻撃する意圖はないとのべる。そして、形相單一説は二人のいかがわしい人物に起源をもつとして、アヴェロイストであつたSiger de BrabantとGoswin de la Chapelle(或はBoethius of Dacia)を暗示している。⁽⁷⁾

しかし、一二八四年十二月七日のオクスフォード總長及び教授たちあての書簡、及び翌年一月一日の樞機卿たちあて書簡では、形相單一説を *opinio fratris Thomae sanctae bonae memoriae* ⁽⁸⁾ であるとしている。だがトマスはペツカムの面前で、この説を他のこれに類する諸説と共にパリの神學者たちの修正にゆだねた(∴, *quas tamen in nostra praesentia subiecit idem reverendus frater theologorum arbitrio Parisiensium magistrorum, …*) ⁽⁹⁾ としよう。

さらに一二八五年六月一日、リンカーンの司教あて書簡は、トマスの死後その説を非難したという無名のドミニコ會士の攻撃に對する解答である。トマスが、形相單一説のため、パリ司教・神學教授たち、さらに同じドミニコ會士からすら論難され、結局それを彼等の判定に委ねた時、自分が唯一の辯護者であつた(*Cum pro hac*

opinionē ab episcopo Parisiensi et magistris theologiae argueretur argute, nos soli eidem astitimus ipsam, …)と主張している。しかしかかるトマスとの個人的友好關係にもかかわらず、自分は形相單一説には當初から首尾一貫して反對であつたと、ペツカムは答えている。⁽¹⁰⁾

これらの記述は、一二七〇年頃のパリにおけるトマスとペツカムの接觸を示唆している點で、Bartholomaeus de Capuaの報告と一致するが、その際における後者の態度については全く喰い違いをみせている。いずれの報告が正しいかについて判定することは困難である。しかしわずか十五年という歲月、そしてパリとオクスフォードの交流の頻繁さを、ペツカムの書簡の受信人がオクスフォードの總長、教授たちであることと考へあわせれば、彼が全くの僞りをのべるとは考えられない。これに反しBartholomaeus de Capuaの證言は、四十年後のナポリで聞いた材料からなつてゐることを考えれば、それがどの程度信用できるか疑問であろう。また英國のドミニコ會の歴史家、Nicholas Trivet (+1328)は、ペツカムの性格について、もつとも熱心なフランシスコ會士で、

華麗な辯舌家であつたが、慈悲深い寛大な心の持主でもあつた、と書いて⁽¹¹⁾いる。

以上を考へあわせる時、われわれはむしろ Bartholomaeus de Capua の證言に反して、ペッカムがトマスに對し、その學問上の意見の相違にかかわらず友好的であつたと考へるべきであらう。また、彼が獨斷的で過激な性格の持主であつたが故に、周圍の事情にかまわず禁令を發布した、と考へるべきではないと思われる。

ここでわれわれは當時の教會一般の思想的傾向、特に高位聖職者のそれを究明する必要がある。一二七六年から一二七七まで在位した教皇 Johannes XXI は Petrus Hispanus という名で長くパリの教授をつとめた哲學者で、學問の保護者であつた。しかし彼がアウグスチヌス主義的傾向をもつていたことは、教皇使節 Simon de Brion と協力してパリ大學でつた諸々の措置から、またドミニコ會の年代記の中で多くの中傷を受けていることから、さらに彼の有力な助言に、フランシスコ會の保護者たる樞機卿 Gaëtani Orsini があつたことから察せられる。

次いで一二七七年 Gaëtani Orsini が Nicholas III と

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

して教皇となつた。彼は一二七八年三月十二日から九人の樞機卿を作つたが、そのうちに四人の神學者が含まれていた。即ちフランシスコ會士の Jerome of Ascoli 及び Bentivenga とドミニコ會士の Robert Kilwardby 及び Latino Fragippani であり、そのいずれもアウグスチヌス主義者であつた。

次いで Martin IV (1281-84) も、特にフランシスコ會の保護に力を入れ、そのアウグスチヌス主義の代表者、Matthew of Aquasparta が樞機卿として重きをおかれるにいたつていた。

次の Honorius IV (1285, 四月二十日選出)も、アリストテレス主義者ではなかつた。彼は、一二八五年六月一日、かつてタンピエの法令に従うことを拒んだ Giles of Rome に、自説訂正を條件に licentia docendi を與えるよう、パリ司教に命じている。これは恰度、英國でペッカムが無名のドミニコ會士の非難に答えて、リンカーン司教あての書簡を書いた日である⁽¹²⁾。

以上からみて、當時の高位聖職者の間でアウグスチヌス主義が壓倒的に優勢であり、キルウォードビ及びペッカムの處置は、このような雰圍氣を反映したものである

といえよう。

また當時の在俗司祭やフランシスコ會士のみでなく、ドミニコ會士の中にもアウグスチヌス主義者が多數あつたということは、前述のキルウォードビ、フラジッパニーの如き人々がドミニコ會士であつた事實からしても、また一二七八年ミラノで開かれたドミニコ會總會が、トマス主義擁護のために會内部の違反者に對し、嚴しい處置をとろうとしている事實からみても承認される。

このように支配的であつたアウグスチヌス主義に屬する人々は、當時クリスト教世界の中で急激に増大しつつある異教的諸要素に對し深刻な不安をいだいていた。壓倒的な異教哲學の流入を消化しきれず、クリスト教的叡知の理想が崩壊する危険が感じられた。¹³そして、これはアヴェロエス主義の出現により單なる起憂ではなくなつていた。このような狀勢の中で、彼らが、啓示を尊重しようとする反面、アリストテレスを徹底的に理解しようとするトマス主義に對し、警戒心を抱いたことは察するに難くない。

このようにみえてくる時、キルウォードビ、ペッカムの處置は、正式にローマからの要請によつたのではないが、

さりとして彼らの單なる個人的判斷によるものでもない。それは、異教思想の急激な流入に對してクリスト教的叡知を保護しようとする、當時の教會一般、特に高位聖職者のアウグスチヌス主義的な雰圍氣を反映したものであつた。

従つて、キルウォードビ、ペッカムの處置は一方においてある客觀的支えをもつていたといえる。しかし、かかる支えがあつたにせよ、彼らに他方における事態の認識が缺けていなかつたなら、禁令發布に對してさらに慎重な態度がとられたであろう。即ちそれは、トマス主義進出の速度についての認識である。シルソンの説くように、一二七〇年すでに、それはオクスフォードでもある勢力をかちえていたのである。このためにキルウォードビも、若干の抵抗に曹遇せざるをえなかつた。しかし特にこの點で情勢判斷をあやまつたのは、ペッカムであつた。前述の如くペッカムが禁令を再發布した時代にも、なほ高位聖職者及び教會一般の雰圍氣は壓倒的にアウグスチヌス主義であつた。しかし、ドミニコ會や大學の若手の教授たちの間では事情はかなり變化していた。

キルウォードビの禁令發布後、一二七八年ミラノで開

かれたドミニコ會の總會は、キルウォードビ及びこれを支持した英國の管區長の處置を非難し、二人の *visitatores* をこの *scandalum Ordinis* を調査するため英國へ送つた。彼らは上下を問わず禁令發布關係者を罰し、英國管區から追放し、すべての職權を停止する全權をあたえられた。

次いで一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクィナス、または彼の著作について不適當またはふさわしからぬ言説は許されぬ。」とし、*superiores, visitatores* は、すべての違反者をすみやかに罰するよう宣言した。ここにトマス説はドミニコ會の公の學説と認められるにいたつたのである。⁽¹⁴⁾

したがつて一二八四年ペッカムが禁令を再發布した時、それはドミニコ會全體に對する攻撃と受けとられた。ことにペッカムがフランシスコ會士であつたことは、事情をさらに悪化させた。從來ドミニコ會とフランシスコ會は、布教上の競争關係にあつたが、これが兩會の清貧に對する見解の相違とからまつて、緊張した事態をしばしば生ぜしめていた。⁽¹⁵⁾ その上、一二八二年ストラスブルグにおけるフランシスコ會總會は、トマスの學説に正式

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

に反對の立場をとり、Guillaume de la Mare の *correctorium fratris Thome* を参照する場合のほか、トマスの書を読むことを禁じた。したがつて、一二八四年にはすでに、形相單一説をめぐる理論闘争は、個人的な對立から、兩修道會の争いという形をとつていたのである。もちろんペッカムは、このような兩會の對立關係の進展を意識していた。しかし少くとも當初彼は、形相單一説がドミニコ會の正式の意見とされたことを充分知らなかつたらしい。⁽¹⁶⁾ そして彼は、ドミニコ會の中にも個人的に自分に同調する人々、特に多くの高位聖職者があることを知つていたので、自己の學問的確信をキルウォードビの先例にならつてうち出すことに何の躊躇も感じなかつたのである。しかし、ここに彼の大きな誤算があつたのである。そしてそこから當然生じた、大司教の權威を無視するまでの激しい抵抗は、彼の態度を一層硬化させ、單に從來の慣行に従うという以上に反動的な禁令の強行へとかりたつたのである。ここに、事態の悪循環がみられるといえよう。

註
(四)

- (1) Mandonnet, I. p. 214—215 *トムムネキセキのふじ*、タン
ペハーがペリの總長時代にも横暴な措置をとりつた先例を
示してゐる。
- (2) A. Callebaut, Jean Pecham et l'Augustinisme,
Aperçus historique (1263—1285) (Archivum
Franciscanum Historicum. 1925. p. 441—472) esp.
457—460.
Gilson, History of Christ. Philos. p. 405—406
- (3) Scripsistis mihi nuper quod venerabilis pater
dominus Stephanus episcopus Parisiensis vobis
significat, quod ego... articulos Oxonie condemn-
avit,..." Ehrle, Ibid., S. 614.
- (4) Ehrleはキルウァーデもローマからの指示を受けたの
かもしれないといつてゐるが、その證據は全くない。
Ibid., S. 612.
- (5) ペッカムのもつとも激しい言葉は一二八五年六月一日、
リンカーン司教あて書簡にみられる。これは同年早々、
彼に對する無記名の諷刺があらわれたためである。ペッ
カムはこの誹謗の頁、不名與な冊子 (maledictam
paginem et infimae) を責め、その冊子の冒頭の句は
缺けており、中間は邪惡で、末尾は不完全である」
(Cuius folii est acephalum principium, malignum
medium, et finis ac deformis.) と痛罵してゐる。
Registrum III.* p. 896—902.
Callus, The Problem, p. 135.
ペッカムの論争書簡には他にも嚴しい表現が多くみられ
るが、彼の著作の中には過激な性格は全くみられない。
M. de Wulf, Le traite des formes de Gilles de
Lessines, Louvain. 1901. p. 61.
Callebaut, Ibid., p. 443.
- (6) Acta Sanctorum, 1668, Martii I. 7. p. 712.
Callebaut, Ibid., p. 444.
- (7) Registrum, p. 841,
Callus, The Problem, p. 127.
- (8) 十一月十七日の書簡では Registrum III p. 866 一月一
日の書簡では Ibid., p. 870.
Callebaut, Ibid. p. 446.
- (9) Registrum, III, p. 866
Callebaut, Ibid p. 446
- (10) Registrum, III. p. 900.
Callebaut, Ibid., p. 447.
- (11) „Frater Johannes de Pecham ... qui Ordinis sui
zelator erat praecipuus... gestus affatusque
pompatici, mentis benignae et animi admodum

liberalis.

Callebaut, *Ibid.*, p. 445.

(12) これら諸教皇の敘述は Callebaut, *Ibid.*, p. 456—470

参照

(13) Steenberghen, *Le XIII^e siècle*, p. 303

(14) 一二七七年から一二八四年までの情勢變化については、

Callus, *The Probleme*, p. 129—130. 参照

(15) M. D. Knowles, *The Religious Orders in England*
1950 2nd ed. Cambridge, p. 221—224

(16) 一二八四年十一月十日の書簡から、それがうかがわれる

結 び

オクスフォード禁令は、教義に關係のない問題について、不當に思想の自由を壓迫したものととして、後に教會内外からの激しい非難をあびた。そしてそれは、キルウォードビ、ペッカムの獨斷的な處置によるものとして、彼らはその人格をすら疑われている。たしかに彼等はローマからの要請に従つて禁令を發布したのではなかつた。この點で彼等の責任はまぬがれない。彼等は形相單一説が哲學上誤謬であるばかりか、教義をも危からしめるといふ判斷から禁令を發布した。しかし、彼等はこの

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

點で單に個人的確信に従つたわけではない。彼等の意見は、教會一般、特に高位聖職者たちのアウグスチヌス主義的傾向を反映したものであつた。當時これらアウグスチヌス主義者たちは、あいつぐ異教思想の流入の前に、クリスト教的叡智の理想が失われることを恐れていた。またトマスのアリストテレス主義がなお少數意見であり、それが教義を説明する一つの支柱となりうるか否かについてはなお疑問視されていた。ここに、キルウォードビ、ペッカムが禁令を發布した客觀的支えがあつた。

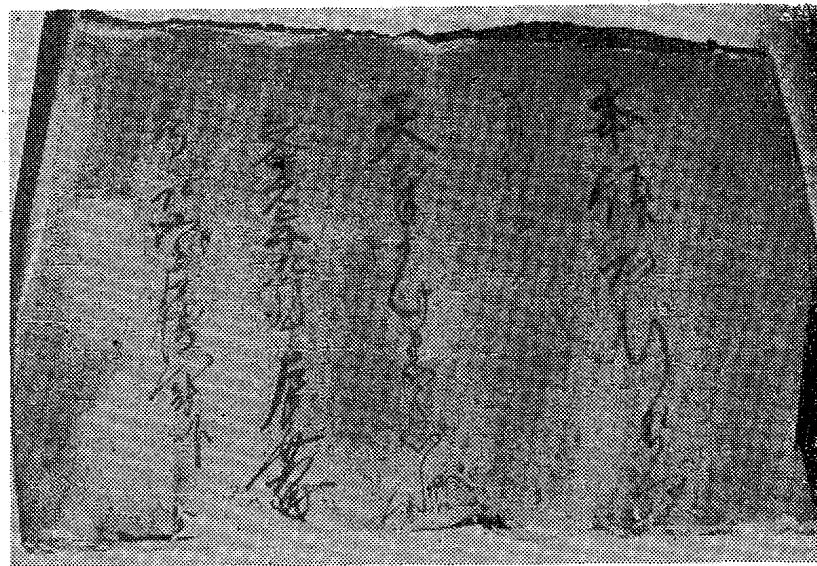
しかし、トマス主義の進展は意外に速かであつた。特にそれがドミニコ會の公式の學説とされたことは、なお少數意見とはいへ、重大な意義をもつ。この事態の進展についての洞察が、キルウォードビ、特にペッカムに缺けていたことは残念である。教會法上の措置は、信者の救靈のため時宜に應じて發せられるものである以上、なお教義を危険にさらすおそれのある學説について、それを一般に普及させることを一時抑えるのは當然である。ことに中世紀の大學の如く、そこで講義される内容が、あたかも、教會の意見を代表するかの如き觀を呈する場合には然りである。しかし、それがすでに教會を支える

もつとも有力な修道會の公式の學説となつてゐる場合には、特に慎重さが望まれるべきであつた。キルウォード、ベッカムらに、このような教會法上の措置が、參考

にすべき歴史的・相對的状況の推移について、充分な配慮が缺けていたことも、オクスフォード禁令發布の原因となつたといえよう。

長慶天皇の綸旨

武田勝藏



神奈川縣茅ヶ崎市小和田地區の上正寺は眞宗の由緒ある寺院である。堂舎は荒廢してゐるが、其の建築様式は江戸時代に火災の後、鎌倉より古い佛堂を移建したと云われる通り、禪宗様式に手を加えた足利時代のものである。同寺に登拜の折、許を得て本堂の奥にあつた長持型の箱底を搔廻すうちに、一古文書を發見し、これを披見すると、

本領知行不可有相違者、天氣如此悉之、以狀

文中元年九月十日 左中辨 花押

鳥取五郎左衛門尉館

とあつて、南朝の長慶天皇の綸旨で、北朝

では後圓融天皇の應安五年(一三七二)に當る。綸旨と云えば一般に薄墨の料紙であるのに、これは白紙で、南風不競の秋を示してゐる。この所領安堵の文書によつて地方武士が南朝に忠勤を勵んでいたことが知られるが、鳥取五郎左衛門尉が果してこの湘南地方の土着のものか、今のところは寺並に同地に傳承がないのは遺憾である。他日、若しこの地に縁故の武士と云うことが判明すれば、小和田の地區が南朝勢力に屬してゐたことを知る有力な史料となる譯であり、昭和の世に歴代に列し、次いでその陵も治定した天皇であれば珍しいものと見るべきであらう。